

dカードケータイ補償規約

dカードケータイ補償規約（以下「本規約」といいます）は、当社がdカードの会員に対し提供する「dカードケータイ補償」（以下「本特典」といいます）の内容および提供条件等の基本的事項を定めるものです。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下の各号に定めるとおりとします。なお、本規約に特段の定めが無い用語の定義は、dカード利用規約（会員規約）（以下「会員規約」といいます）、FOMA サービス契約約款およびXi サービス契約約款等に従うものとします。

（1）対象端末

会員が、ご利用携帯電話番号として当社へ届け出ている携帯電話番号にかかる携帯電話端末（ただし、当社が提供するワンナンバーサービスを利用するためのペア端末設備を除く）であって、当社の顧客管理システムにより、購入の履歴が確認できるもの

（2）新端末

会員が、事故に遭い、継続して使用できなくなった対象端末の代替として、新たな対象端末として使用するために購入する携帯電話端末

（3）ドコモショップ等

当社が指定する故障修理受付が可能な販売店舗

（4）申請書等

本特典の利用の申請に必要な当社所定の書類

第2条（本特典の内容）

1.本特典は、対象端末が紛失、盗難により会員の占有を離れたとき、または火災、水濡れその他偶然な事故により全損等の修理不能となったときで、かつ継続して使用できない状態になった場合において（以下これら対象端末が継続して使用できなくなった原因を総じて「事故」といいます）、会員が第3項第3号に定める補償条件に基づき新端末を購入した場合において、第3項第2号に定める補償を受けることができる特典です。補償にあたっては、当社所定の審査があります。

2.当社は、会員に対し、本規約およびこれに付随する『「dカードケータイ補償」ご利用のご案内』その他当社が別途定める条件（以下総称して「本規約等」といいます）に基づき、本特典を提供します。当社は、会員が本特典による補償を申請したときは、会員が本規約等を承認したものとみなします。

3.提供条件

（1）補償期間

対象端末の購入日から起算して1年間（dカード GOLD 会員は3年間）とします。

ただし、当該事故が、本特典の適用対象となった会員の直近の事故発生日から起算して1年以内に発生した事故である場合、補償の対象とはなりません。

※対象端末について当社が別途提供する「ケータイ補償 お届けサービス」、「ケータイ補償サービス」、「ケ

ータイ補償サービス for iPhone & iPad」又は「dカードケータイ補償」を利用した場合でも、補償期間の起算日は変更とはならず、対象端末の購入日となります。

(2) 補償金額

1 事故につき、当社が『「dカードケータイ補償」ご利用のご案内』（以下「ご利用案内」といいます）において別途定める金額を限度として、対象端末と同一機種・同一カラーの新端末のご購入代金を補償します。

※会員が加入している補償の範囲が重複する保険から保険金が支払われる場合は、本特典による補償は受けられません。

※同一機種・同一カラーの携帯電話がない場合は当社指定の端末となります。

※個別信用購入あっせん契約または割賦販売契約を締結して新端末をご購入された場合は、dカードでお支払いいただくことのできる頭金の金額および事務手数料の金額が補償の対象となります。（月々の分割支払金は、補償の対象外です）。

(3) 補償条件

会員は以下の各号に定める条件を全て満たしている場合に本特典の提供を受けることができます。

[1] 本会員が、事故発生時においてdカード契約を締結していること。

[2] 対象端末に関する事故発生日が、本項第1号に定める補償期間内であること。

[3] 次に定める方法により、対象端末における事故発生の事実が確認できること。

・対象端末が紛失・盗難にあった場合

会員が、当社に対し紛失・盗難発生の事実を申告するとともに、対象端末で利用中のケータイiDサービスおよびご利用携帯電話番号にかかるFOMAサービスまたはXiサービスの利用中断申請を行っていること。

※会員が、対象端末でケータイiDサービス利用していない場合は、FOMAサービスまたはXiサービスの利用中断申請のみ確認させていただきます。

・対象端末が水濡れ・全損にあった場合

ドコモショップ等において、対象端末が修理不能な状態にあることをドコモショップ等のスタッフが確認していること。

※対象端末は、ドコモショップ等にて回収します。

・紛失・盗難・火災時の場合

会員が、警察または消防署等公的機関へ事故の届出を行っていること。

[4] 会員が、自らドコモショップ等にて新端末を購入し、かつその購入代金を会員名義のdカードを利用して支払っていること。

※なお、事故にあった対象端末で事故当時にご利用されていた電話番号をご利用携帯電話番号としていたdカードで新端末の購入代金をお支払いいただいた場合のみ、本特典による補償を受けることができます。

[5] 会員が、事故当時に届け出していたご利用携帯電話番号にかかるFOMAサービスまたはXiサービスの契約を解約することなく、新端末への変更を行っていること、かつ本特典申請時においても、ご利用

携帯電話番号を事故当時のものから変更していないこと。

[6] 当社所定の書類（以下「申請書等」といいます）を提出していること。

※Apple 製品をご利用の場合のお手続きは、『「dカードケータイ補償」ご利用のご案内』でご確認ください。

[7] 事故発生日より 60 日以内に上記手続きが完了していること。

[8] 上記手続き完了日から過去 1 年以内に発生した別の事故により、本特典の適用を受けていないこと。

(4) 補償対象とならない損害等

[1] 会員もしくは法定代理人の故意・重過失または法令違反によって生じた事故による損害。

[2] 直接であると間接であるとを問わず、戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（本規約においては、群衆もしくは多数の者の集団行動によって、全国もしくは一部の地区において著しく平穏が乱され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます）によって生じた事故による損害。

[3] 放射線照射または放射能汚染による損害。

[4] 直接であると間接であるとを問わず、地震・噴火・津波・洪水・台風・暴風雨・豪雨・高潮その他風水災によって生じた事故による損害。

[5] 補償金額を詐取する目的で偽装された事故による損害。

[6] 会員、その家族、同居人又は代理人など会員と同視すべき方の故意によって生じた事故による損害、または会員が貸与もしくは保管の依頼をした者の故意によって生じた事故による損害。

[7] 故障修理を行った場合の故障修理代金。

[8] 対象端末がドコモショップ等、または当社若しくは製造メーカーにより故障修理可能であると判断された場合における新端末の購入代金。

(5) 補償方法

当社は、本特典にかかる補償を、会員の d カード利用代金から補償相当額を減額することにより補償します。（毎月 16 日から翌月 15 日までを対象期間とし、当社が会員に対する補償を決定した日を含む対象期間の終了日の翌月の d カード利用代金から減額します。）なお、d カード利用代金が補償金額に満たない場合には、その差額を決済口座へ振り込みます。

第 3 条（本特典の申請等）

1. 会員が、本特典を受けるときは、当社所定の方法による利用申請が必要です。なお、会員が d カードの会員資格を失った場合は、当然に本特典の利用申請はできません。利用申請手続きの詳細は別途ご利用案内に定めるものとします。

2. 当社は、会員が以下のいずれかに該当した場合は、前項に定める本特典の利用申請を受け付けず、または本特典による補償を行わない場合があります。

(1) 会員による利用申請が、第 2 条第 3 項第 4 号のいずれかに該当することが判明した場合

(2) 会員規約の定めるところにより、当社が会員の d カードサービスの利用を停止する措置を採った場合

(3) 会員規約の定めるところにより、当社による d カード契約の解約事由に該当した場合

第 4 条（会員情報の取り扱い）

1.当社は、会員にかかる以下の情報（以下「本件個人情報」といいます）を、本特典を会員へ提供する為に利用します。

・会員が申請書等に記載した情報

・対象端末の購入日、購入額その他本特典の提供による補償の判断に必要な情報

2.当社は、本件個人情報の漏洩・流出の防止その他、本件個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとし、本規約等または会員規約において別途定める場合等正当な理由がある場合を除いて、第三者に本件個人情報を開示する事はありません。

第5条（権利譲渡の禁止）

会員は、本特典の提供を受ける権利を第三者に譲渡することはできません。

第6条（本規約等の変更等）

1.当社は、当社が必要と認めた時は、会員へ予告・通知する事なく本規約等を変更する事ができるものとします。

2.当社は、当社が適当と判断する方法により事前に会員に周知または通知することにより、本特典を終了することができるものとします。

第7条（本規約に関する疑義等）

本規約等の解釈や本特典の提供について疑義が生じ、または本規約等に定めがない事項が生じた場合は、当社が決定する内容に従って処理する事とし、会員はあらかじめこれを承諾するものとします。

第8条（合意管轄裁判所）

会員と当社との間で、本特典の提供または本規約等に関連して訴訟の必要が生じた場合には、会員の住所地および当社の本社、支店または営業所所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を合意管轄裁判所とします。